

落札者決定基準 (区役所庁舎等清掃業務)

1 総合評価の方法

総合評価一般競争入札においては、次の方法によって求められた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本調達に係る契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、総合評価点の高い者を落札者とすることがある。

(1) 評価分類及び配点

評価分類及び配点を次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------|
| ア 価格評価点 | 35 点 |
| イ 履行体制評価点 | 21 点 |
| ウ 研修・雇用条件評価点 | 14 点 |

(2) 総合評価点の算定方法

総合評価点は、次の算定式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{履行体制評価点} + \text{研修・雇用条件評価点}$$

(3) 価格評価点の算定方法

価格評価点は、次の算定式により算定する。

- ア 入札額が予定価格以下で低入札価格調査に係る調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）以上の場合

$$\text{価格評価点} = 35 \text{ 点} \times \text{調査基準価格} / \text{入札額}$$

- イ 入札額が調査基準価格未満の場合

$$\text{価格評価点} = 35 \text{ 点} \times \text{調査基準価格算定率} \times \text{入札額} / \text{調査基準価格}$$

※いずれの算定による価格評価点も小数点第3位以下は切り捨て

(4) 価格以外の評価項目の評価点

履行体制評価点を21点満点、研修・雇用条件評価点を14点満点とし、「評価項目」に応じて「評価点」の点を採点する。

(5) 落札者となるべき同じ総合評価点の者が2人以上あるとき

くじ引きにより落札者を決定する。

2 評価項目・配点の概要

分類	細分類	配点	評価項目	
I 價格評価		35 点		
II 履行体制 評価	1 履行体制	21 点	～5 点※ 人員配置量の提案	
			2 点 履行品質の向上の提案	
	2 履行実績 3 自主検査 体制 4 その他		～6 点※ 履行確保のための業務体制の提案	
			3 点 履行実績等	
			～3 点※ 自主検査(インスペクション体制)の提案	
			2 点 障がい者の雇用の取組	
III 研修・ 雇用条件 評価	1 研修体制	14 点	3 点 技術向上のための研修実施等の提案	
			1 点 資格取得支援制度の有無	
	2 雇用条件		～5 点※ 従事者の支払賃金の提案	
			～3 点※ 健康保険加入の割合の提案	
			1 点 通勤手当支給の提案	
			1 点 健康診断の実施の提案	
総合評価点合計		70 点		

※提案内容によって評価点が変動する。